

日本海北部マガレイ、ハタハタの広域資源管理について

1 資源の現状

(1) マガレイ

日本海北部海域に生息するマガレイの漁獲量は、1995 年以降年々減少し、2002 年には 299 トンと 1994 年の 4 割弱となり、また、新潟県及び山形県による資源の加入動向調査では稚魚分布密度が減少傾向との結果になった。このため、2003 年から資源回復計画により保護区の設定や休漁等を実施した。資源回復計画の実施期間中に、資源の動向は一時的に増加傾向となったものの、資源水準は低位の状況が現在も続き、漁獲量が減少傾向にある。

(2) ハタハタ

日本海北部海域に生息するハタハタの漁獲量は、1976 年以降、急激に悪化し、1984 年には最盛期の 1%弱の 206 トンとなり、その後一時的に上向いたものの再び減少し、1991 年には 158 トンとなった。このような資源の急激な悪化を踏まえ、秋田県での 3 年間の禁漁や関係 4 県（青森、秋田、山形、新潟）の漁業者による全長制限措置が実施されたこと等により、漁獲量は回復してきたが、資源水準は低位に止まっていた。このため、2003 年より、従来からの自主的な取組に加え、資源回復計画による取組として減船や網目拡大も実施したことにより、漁獲量は自主規制が実施された 2007 年を除き、概ね 4,000~5,000 トンの間で推移した。しかしながら、2021 年以降は漁獲量が 1,000 トンを下回り、減少が続いている。

2 関係漁業種類

次の漁業種類の漁業者が資源管理に参加。

（青森県）沖底、刺網、定置、底建

（秋田県）沖底、小底、刺網、定置

（山形県）沖底、小底、刺網

（新潟県）沖底、小底、刺網、ごち、一本釣り、延縄、定置

3 資源管理の方向性

沖底では保護区設定等の取組、また小型魚の再放流、網目制限等の取組について、資源管理基本方針に基づく資源管理協定を策定し、これらの取組を継続することとしている。

4 資源管理措置（自主的措置）

令和 6 年度の自主的措置については、別紙のとおり。

5 関係者による連携を図るための体制

国、関係道県の行政・試験研究機関、水産研究・教育機構水産資源研究所から構成される日本海北部海域における広域資源管理検討会議（別添）を設け、継続的に複数県にまたがる資源管理について協議を行っている。

別紙

日本海北部マガレイ、ハタハタの広域資源管理に基づく令和6年の取組状況

1 マガレイ

実施県	漁業種類	措 置	開始時期
青森県	沖底	漁獲努力量規制、水域規制	回復計画前から実施
	刺網	網目制限、3枚網の禁止	
	底建・定置・沖底・刺網	全長15cm未満魚再放流	回復計画として実施
		休漁日の設定	新たに資源管理計画で追加（カレイ類も含む）
秋田県	全漁業種類	全長15cm以下採捕禁止	回復計画前から実施
	沖底・小底・刺網	保護区の設定	回復計画として実施
	沖底・小底・刺網	休漁日の設定	新たに資源管理計画で追加（カレイ類も含む）
山形県	沖底・小底・刺網	全長17cm以下の小型魚保護	回復計画前から実施
	小底・刺網	網目制限、休漁日の設定	
	沖底・小底	保護区の設定	回復計画として実施
	刺網	保護区の設定及び休漁日の設定（回復計画前に設定した日数より増加）	
	沖底・小底・刺網	休漁日の設定（回復計画時に設定した日数より増加）	新たに資源管理計画で追加（カレイ類も含む）
新潟県	全漁業種類	全長13cm未満の出荷禁止	回復計画前から実施
	小底・ごち・刺網	網目制限	
	小底・ごち・刺網・一本釣り・延縄・定置	休漁日の設定	
	小底	休漁日の設定（地区毎の実情に合わせて各々設定、明文化）	新たに資源管理計画で追加（カレイ類も含む）

2 ハタハタ

実施県	漁業種類	措 置	開始時期
青森県	沖底	全長 15cm 未満魚の採捕禁止及び再放流（4 県協定）	回復計画前から実施
	定置・底建・刺網	休漁日の設定	新たに資源管理計画で追加
秋田県	その他	孵化放流	回復計画前から実施
	全漁業種類	全長 15cm 未満魚の採捕禁止及び再放流（4 県協定）	
	全漁業種類	休漁日の設定	新たに資源管理計画で追加
	全漁業種類	漁獲努力量管理	R3. 9 から実施
山形県	沖底・小底	網目制限、休漁日の設定 全長 15cm 未満魚の採捕禁止及び再放流（4 県協定）	回復計画前から実施
	沖底・小底	網目制限（回復計画前に設定した網目より拡大）	回復計画として実施
	沖底・小底	休漁日の設定（回復計画前に設定した日数より増加）	新たに資源管理計画で追加
新潟県	沖底・小底	全長 15cm 未満魚の採捕禁止及び再放流（4 県協定）	回復計画前から実施
		休漁日の設定	
		漁獲数量規制	H23. 11 から実施
	小底	休漁日の設定（回復計画前に設定した日数より増加）	新たに資源管理計画で追加

(別 添)

日本海北部海域における広域資源管理検討会議設置及び運営要領

平成24年3月28日

関係機関申合せ

1 目的

「日本海北部海域における広域資源管理検討会議」（以下「会議」という）は、関係機関が日本海北部海域における資源管理の取組状況や地域の特殊性等について情報や問題認識を共有するとともに、資源管理を推進するために必要な事項の検討を行うことを目的とする。

2 定義

「日本海北部海域」とは日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程第14条第2項にて規定する日本海北部会が置かれた海域とする。

3 構成者

本会議は北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県及び富山県の水産関係行政・試験研究機関、（国）水産研究・教育機構水産資源研究所、水産庁、その他必要に応じて事務局が指名する機関（者）をもって構成する。

4 会議の運営

(1) 事務局

事務局は水産庁新潟漁業調整事務所に置く。

(2) 開催

事務局が招集し、年1回以上開催することとし、この他に構成者の要請により随時開催することができる。

なお、会議は情報通信機器を使用して開催することも可能とする。

(3) 議事

構成者の意見を踏まえて開催前に事務局が定める。

(4) ワーキンググループ

この会議の下に、より個別・専門的な議論をするためのワーキンググループを置くことができる（ワーキンググループの構成者は3に準ずる）。

5 会議の見直し

構成者の発意により必要に応じて会議を見直す。

6 その他

「1～5」に掲げる事項の他、会議の円滑な運営に必要な事項は構成者の了解を得たうえで別に定める。

なお、平成22年4月9日付け「日本海北部海域における資源回復計画行政・研究担当者会議設置及び運営要領（関係機関申合せ）」は廃止する。

(附則) 一部改正：令和2年11月5日

(附則) 一部改正：令和4年11月16日